

基本計画部会共通基盤ワーキンググループ
審議結果中間報告

平成29年 9 月

はじめに

- 基本計画部会共通基盤ワーキンググループ（以下「基盤WG」という。）においては、平成29年2月に統計委員会に諮問された「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」審議のうち、現行の「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定。以下「現行基本計画」という。）の「第3 公的統計の整備に必要な事項」を担当分野として、平成28年度統計法施行状況報告を基にした現行の基本計画の取組状況を評価しつつ、「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議。以下「基本方針」という。）及び「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議。以下「最終取りまとめ」という。）や、関連施策の動向など、近年の社会・経済情勢の変化等を勘案し、次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「次期基本計画」という。）に盛り込むべき課題について審議を行っている。
- 具体的には、平成29年6月から審議を開始し、基本計画部会経済統計ワーキンググループとの合同開催を含め、計7回の審議を行ったものの、現時点においては、全16事項中11事項について、引き続き審議が必要な状況となっている。
- これは、基盤WGの担当分野が、現行基本計画においても多岐・多様な事項から構成されていることに加え、基本方針や最終取りまとめにおける様々な指摘を、「報告者の負担軽減・統計ニーズの把握」、「統計に共通する課題の研究・各府省等への支援」、「統計棚卸し・品質管理の推進等」、「報告者の理解増進・公平感の確保」、「統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等」、「統計職員の人材育成」などに取りまとめ、次期基本計画における具体的な課題として盛り込むためには、更に詳細な検討が必要と判断したことによるものである。
- 現時点では、基盤WGが担当している「第3 公的統計の整備に必要な事項」の項目構成については、「国際協力及び国際貢献の推進」を、「第2 公的統計の整備に関する事項」の中で整理するとともに、「1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減」、「2 統計の品質確保」、「3 統計の利活用促進・環境改善」及び「4 統計リソースの確保・統計職員の育成」に大別して整理する方向が適当と考える。さらに、「行政記録情報等及びビッグデータの活用」については、基本的な方針・方向性等を基盤WGで取りまとめ、個々の取組は「第2 公的統計の整備に関する事項」の中に盛り込むことが適当と考える。
- 以下、上記の整理に沿った項目ごとの審議状況及び次期基本計画に向けた基本的な考え方を中間的に報告する。なお、項目の末尾に「P」を付した事項は、引き続き審議が必要な事項を示すものである。

基本計画部会共通基盤ワーキンググループ
座長 北村 行伸

「第2 公的統計の整備に関する事項」において、一体的に整理すべきと考える項目

○ 国際協力・連携及び国際貢献の推進

- ・ 本項目は、現行基本計画において、「第3 公的統計の整備に必要な事項」の一つとして整理されているが、国民経済計算体系的整備部会で先行的に審議された「国際収支統計」や、基本計画部会経済統計ワーキンググループで審議された「経済活動のグローバル化に対応した統計の整備」及び同国民生活・社会統計ワーキンググループで審議された「社会保障費用統計の整備」等とも密接に関連することから、これらの事項が盛り込まれる「第2 公的統計の整備に関する事項」の中で、一体的に整理する余地もあると考える。
- ・ なお、基盤WGにおいては、事項共通的に、国際協力・連携等の取組を推進する観点から、本項目を以下のとおり整理した。

各府省では、現行基本計画に基づく情報共有の強化を図りつつ、①国際会議への参加、②国際機関等への統計専門家の派遣、③発展途上国等諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際機関に対する統計情報の提供の充実など、国際協力の推進に取り組んでいる。

一方、グローバル化の進展は、資本や労働力など経済分野にとどまらず、情報や文化などの分野にも及んでおり、我が国の社会に様々な影響を及ぼしている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」（平成29年6月9日閣議決定。以下「骨太2017」という。）及び「未来投資戦略2017－Society 5.0の実現に向けた改革－」（平成29年6月9日閣議決定。以下「未来投資戦略」という。）においては、我が国企業の海外進出の促進や支援が掲げられている。

これらの社会・経済情勢の変化や施策ニーズに適切に対応するためには、公的統計の分野においても、国際基準の検討への寄与などを通じた、更なる国際協力・連携や、統計に関する国際比較可能性の向上を図るため、統計委員会を中心に、府省一体となった取組の強化を図る必要がある。

また、国際連合で定められた「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）では、「SDGs実施指針」において、指標を用いたフォローアップ・レビューが規定されているものの、全244グローバル指標のうち、平成29年6月現在で我が国が対応可能な指標は約40%となっており、今後、その拡大に取り組むことが重要である。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- 統計委員会の知見も活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国連アジア太平洋統計研修所の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図ること（各府省）。
- 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、平成30年度以降、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化すること（各府省）。
- 平成30年度以降、統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組むこと（内閣官房、総務省）。

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(1) 事業所母集団データベースの整備

標本統計調査においては、精度の高い母集団名簿を整備・利用することにより、統計精度の向上のみならず、効率的な調査の実施や、報告者負担の軽減を図ることが可能となる。このため、統計法（平成19年法律第53号）第27条第1項の規定に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る名簿情報や調査結果、法人その他の団体に対する直接照会等の結果を格納した「事業所母集団データベース」を総務省が中心となって整備し、各府省の事業所・企業等を対象とする標本統計調査において母集団情報として活用している。

一方、事業所母集団データベースにおける名簿情報の整備に重要な役割を担っている「経済センサス・基礎調査」については、5年周期に一時点で事業所・企業等の所在等を把握する調査手法から、経常的に事業所・企業等の開廃状況を把握する「ローリング調査」への移行や、プロファイリング活動の実施等、全面的な見直しを計画している。

また、事業所母集団データベースについては、総務省及び関係府省が連携して、法人番号の把握・活用を推進するとともに、法人番号の通知状況等を含めた新たな行政記録情報等の活用や、新たな経済統計の作成・提供に係る検討に加え、法人企業統計の母集団名簿における企業数との「かい離」を解消することに向けた取組を着実に実施することも重要である。

さらに、事業所母集団データベースにおいては、平成25年から作成・提供を開始している「年次フレーム」について、関係府省が連携して、課題等を整理した上で、その有用性を高めるための方策等を検討する必要がある。また、事業所・企業や各種法人等を対象とした統計調査においては、事業所母集団データベースの最新情報を使用すること原則とすべきである。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- 平成31年度から見直し後の経済センサス・基礎調査によるローリング調査の実施や、独立行政法人統計センターにおけるプロファイリング活動の実施に向けた取組を進めることにより、事業所・企業等に係る母集団情報の更なる整備促進を図ること。また、プロファイリング活動については、把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進するとともに、その内容についての事前の周知、広報を実施すること（総務省）。
- 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、把握した法人番号を事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討すること（各府省）。
- 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討し、平成30年度までに結論を得ること。また、①事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、②法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、③行政記録情報や民間データの活用、④レジスター統計の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施すること（総務省、関係府省）。
- 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要

因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討し、平成33年度までに結論を得ること（総務省、財務省）。

- 月次・年次調査の標本抽出に資するため、事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供について、平成30年度までに結論を得ること。また、事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等について検討し、平成33年度までに結論を得ること（総務省）。

（２）行政記録情報等及びビッグデータの活用（Ｐ）

統計調査の企画に当たっては、現行基本計画に基づき、行政記録情報等の活用による報告者の記入負担の軽減を検討し、その検討状況を総務大臣による承認審査や統計委員会における審議で確認するとともに、行政記録情報等の活用実態調査の実施・公表などを通じて、利活用の促進を図っている。さらに、一部の府省では、ＰＯＳデータ等のビッグデータを、統計指標や分析に活用するための検討を進めている。

一方、基本方針や最終取りまとめにおいては、行政記録情報を積極的に活用し、①より正確な景気動向の把握・長期的な経済動向の分析、②税情報を賃金動向の把握の補完情報として活用することを視野に入れた研究、③行政記録情報等の活用による統計調査の調査事項の縮減・代替等を推進するよう指摘されている。さらには、ビッグデータの活用に向けた検討・研究等の推進に加え、各種データの利活用上の問題を集中的に解決するため、パイロット的な枠組みを設けることに向け、制度・運用ルール具体化を進めることなども求められている。

このような状況を踏まえ、各府省と地方公共団体・民間等の間における各種データの相互利活用については、現時点では一般的なルールがないことから、ニーズがあるにもかかわらず、法制面・技術面等の課題により、利活用に至っていないデータもあるため、優先度が高いデータについて、関係府省、有識者、関係団体等による協議会を設けることを通じて、各種の課題解決にオープンな形で、個別的・集中的に検討を推進することが重要ではないかと考える。

また、本項目に関連しては、「諸外国と比べ行政記録情報の活用が遅れていることが、ＳＵＴ推計に係る基礎データの不足や報告者負担の増大を招く一つの要因であることから、行政記録情報の活用拡大に向けて、働きかけを続ける必要がある」旨の国民経済計算体系的整備部会における意見等も踏まえ、検討を継続し、最終的な結論を得る予定である。

（３）オンライン調査の推進

統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、オンライン調査は、報告者の負担軽減・利便性の向上を図る取組と位置付けられ、回収率の向上・正確性の確保への寄与等に加え、統計調査業務の効率化や公表の早期化等の効果も期待される。

各府省では、現行基本計画に基づき、①統計調査企画時における導入の検討、②総務大臣による統計調査の承認審査や統計委員会における審議に際しての確認、③取組の基盤となる「オンライン調査の推進に関する行動指針」の策定、④モバイル機器携帯型端末も利用可能な「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充、⑤各府省との情報共有・各府省の取組への支援等に取り組んでいることから、オンライン調査の導入率は着実に向上し、平成28年度に

は8割近くに達している。

一方、最終取りまとめでは、オンライン調査について、①導入の早期化及び利用率の向上、②調査システムの利便性向上、③スマートフォン・タブレット端末への対応が指摘されており、オンライン調査の利用率向上や機能充実を政府一体となって推進する必要がある。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

○ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入を検討するとともに、導入後も、モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上を図ること（各府省）。

○ ICTの普及状況を踏まえつつ、「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等を推進すること（総務省）。

（４）報告者の負担軽減・統計ニーズの把握（P）

各府省は、現行基本計画に基づき、利用者に対するニーズアンケートの見直しや情報共有、統計委員会における統計利用者等との意見交換会の実施等を通じて、ニーズを踏まえた統計の整備・改善等に取り組んでいる。

一方、基本方針や最終取りまとめにおいては、①政策立案者を含めた定期的な意見把握や、提案等を組織的に収集・反映する仕組みの構築、②統計調査企画時におけるニーズ把握・反映の原則化、③統計委員会における報告者の声の募集と対応案の公表、④EBPM推進委員会・推進統括官との連携等が求められている。

このような状況を踏まえ、社会・経済情勢の変化等に適切に対応した公的統計の作成及び提供に当たっては、報告者の負担軽減を図りつつ、統計利用者等のニーズを把握し、改善を図る枠組みを構築することが必要と考える。また、この枠組みに基づき、経常的な統計利用者・報告者のニーズの把握や府省等間での情報共有等を実施するとともに、対応方策の公表や対応状況のフォローアップを行う必要があると考える。

このため、次期基本計画に盛り込むべき具体的な対応策について、検討を継続し、最終的な結論を得る予定である。

2 統計の品質確保

（１）統計基準の整備・表章区分の標準化（P）

現行基本計画では、①統計法に基づく統計基準について、継続性の観点に留意しつつ、おおむね5年ごとに社会経済情勢の変化等を踏まえて改定の必要性を検討すること、②年齢や事業所規模等に関する標準的な表章区分の在り方を検討することが求められている。

一方、基本方針においては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に、都道府県別データを主要なブロック別に集計できる機能を追加するよう指摘しているほか、最終取りまとめにおいても、統計間で異なっている地域区分について、ユーザーニーズを踏まえつつ、比較・再集計機能の向上を図るよう指摘している。

なお、現行基本計画に掲げられた「売上高等の集計に関する消費税の取り扱い」や「労働者区分の見直し」については、既に国民経済計算体系的整備部会において、確認が進められていることから、基盤WGの審議対象とはしていない。

このような状況を踏まえ、統計基準は、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準として、重要な役割を担っていると整理した上で、既存の統計基準については、引き続き、継続性の観点に留意しつつ、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、不断の検討・検証を行うとともに、いわゆるペーパーカンパニー等の付加価値又は売上高等の把握に当たり、産業分類における企業等の取扱いについて、改めて検討する必要があると考える。

また、統計における地域区分の比較・再集計機能の向上については、平成30年1月運用開始予定の次期政府統計共同システムの改修において、e - S t a t の統計情報データベースに格納されている統計調査の都道府県別データを、主要な地方ブロック別に再集計できる機能を追加することで改善される予定であるものの、基幹統計における表章の現状等を踏まえつつ、結果表章における標準的な地域ブロック区分の具体化を図ることで更に改善する必要があると考える。このため、現行基本計画に掲げられている年齢階級などの表章区分の標準化を含め、次期基本計画に盛り込む具体的な対応策について、検討を継続し、最終的な結論を得る予定である。

（２）民間委託された統計調査の品質確保・向上（P）

昨今の統計を取り巻く厳しい環境の下で、公的統計を効率的に作成し、有用性の高い統計を適時に提供するためには、限られた統計リソースを、調査の企画・分析等の中核的な業務や、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計の業務に集中的に投入することが不可避となっており、民間委託の重要性はますます高まっている。

このため、関係府省では、現行基本計画に基づき、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」をプロセス保証の観点から改定し、各府省における同ガイドラインに沿った仕様書等の改善などを促し、よりの確な民間事業者の活用を目指している。

一方、最終取りまとめでは、民間委託された統計調査の品質確保・向上を図るため、総務省が実施する実態調査の結果も踏まえ、事業者に関する資格制度の活用や、入札方法の工夫等を次期基本計画の検討に活用・反映するよう求めている。

これまでの審議では、総務省による情報収集やヒアリング等の報告を踏まえ、民間事業者を活用する意義や、民間事業者を一層効果的かつ適切に活用するため、関係府省が一体となって、統計調査に精通した民間事業者の育成や、官民を越えて統計を支える基盤を築いていくことが重要等との方針を本文に整理する方向が示されている。

また、具体的な方策としては、統計調査の品質の確保・向上に有効とされた、総合評価落札方式や複数年契約の推進や、民間委託において参考となる事例等を各府省で共有するとともに、各府省において、改定ガイドラインに基づく仕様書の見直し、プロセス管理の実現や、情報共有に取り組む方向で、検討を継続し、次期基本計画に盛り込む具体的な対応策について、最終的な結論を得る予定である。

（３）統計に共通する課題の研究・各府省等への支援（Ｐ）

政府共通インフォメーションボードを活用し、各府省間で研究成果を共有する仕組みを構築しているものの、研究開発の支援は試行的な段階にとどまっている。

一方、基本方針では、「統計委員会の機能の発揮・充実強化」や「統計人材育成・各府省の支援」に関連して、ビッグデータの活用に向けた研究が求められている。さらに、最終取りまとめでは、情報収集方法の高度化やマルチモード調査（調査員回収に加え郵送・オンライン回答も選択可能な調査方法）の精度確保に関する研究を行うよう求められている。

このような状況を踏まえ、統計に共通する課題の研究については、情報共有の継続・充実に図るとともに、統計技術の知識を有する統計研究研修所において、各府省等への支援を強化する方向で、基盤WGにおける検討を継続し、次期基本計画に盛り込む具体的な対応策について、最終的な結論を得る予定である。また、より高度な統計技術の研究を行うに当たり、各府省において、大学等の外部研究機関等と共同研究を行うなど、積極的に外部の知見を活用する必要があることについても、本文に盛り込む方向で、検討を継続し、最終的な結論を得る予定である。

（４）統計棚卸し・品質管理の推進等（Ｐ）

各府省では、現行基本計画に基づき、行政記録情報の活用やオンライン調査の推進を図ることにより、統計の精度を確保しつつ、効率的な統計の作成・提供に努めているところであるが、統計を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、更なる対応が求められている。

基本方針では、統計調査の公表に係る作業・処理工程を見直し、そのベストプラクティスの共有を図るとともに、重複感の多い統計や利用度の低い統計の整理・合理化、効率化を推進するよう求めている。さらに、最終取りまとめでは、①統計委員会に設置した「統計棚卸しチーム」（仮称）による定期的な棚卸しを通じたモニタリングと継続的な改善の実施、②報告者・調査実施者・統計作成者・ユーザーにわたる統計に関する官民のコストを３年間で２割の削減などが求められている。

基盤WGとしても、統計委員会を中心に各府省が一体となって、重複感の多い統計や利用度の低い統計の整理・合理化など、効率化を推進し、報告者負担の軽減、統計の利活用の促進を徹底することは必要と考える。このため、最終取りまとめの実現を図る方向で、検討を継続し、次期基本計画に盛り込む具体的な対応策について、最終的な結論を得る予定である。なお、統計委員会における統計棚卸しチームの設置の詳細については、別途、統計委員会において検討することが必要と考える。

３ 統計の利活用促進・環境改善

（１）調査票情報等の二次的利用の推進

調査票情報等の二次的利用は、調査実施者やデータ保有者等が想定していなかったニーズへの対応を可能とするなど、個人・法人等の情報保護や報告者の信頼確保にも配慮しつつ既存データの有効活用を図る取組である。

各府省では、現行基本計画に基づき、①調査票情報の適切な保管、②オーダーメイド集計の利用条件の緩和、オンデマンド集計の実用化に向けた検討や、提供調査・年次の拡大、③リモートアクセスを含めたオンサイト利用の実用化に向けた検討、④匿名データの提供調査・年次の拡大、年次追加に伴う手続きの簡素化、⑤「統計データ・アーカイブ（仮称）」の整備に向けた具体的な検討の推進等に取り組んでいる。

一方、基本方針では、オーダーメイド集計の簡易化や対象統計の拡大に向け検討することが求められている。さらに、最終取りまとめでは、①調査票情報の利活用のためのオンサイト施設において、行政記録情報の活用も可能とすることや、当該施設における利用を法的に位置付けることを検討し、その整備を推進すること、②一般の人も利用できる匿名データの提供を、法制面、技術面から検討し、提供を開始することなどが求められている。

このような状況を踏まえ、オンサイト利用については、①試行運用の状況を踏まえた、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充や、行政記録情報の統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備推進、②二次的利用に関するワンストップサービス（一元的な申請受付・提供等）を担うための中央データ管理施設等の体制・運用等の具体化、③オンサイト施設の運用状況を踏まえつつ、利用環境等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供に関する取組を進めるとともに、利用申請者が個票データレイアウト等を調査票情報の提供前に活用できる仕組み・方策（今年度中に実施予定）等について、検討する必要がある。

また、オーダーメイド集計については、①利用条件の更なる緩和や、利用促進策等の検討、②オンデマンド集計の実用化に向けた研究の推進、③利用者のニーズを考慮した、提供対象統計調査の種類の増加、年次の追加等を推進する必要がある。

さらに、匿名データについては、①「一般の人も利用できる匿名データ」（パブリックユースファイル）について、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえた早期の提供の検討や、②利用者のニーズを考慮した、提供対象統計調査の種類の増加、年次の追加等を推進する必要がある。

なお、調査票情報を利用した研究成果等については、一覧機能や検索機能などにも留意した上で、広く閲覧可能な環境を整備する必要がある。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- 調査票情報等の二次的利用に関し利用者の利便性向上及び申請手続等の統一化・標準化に資するワンストップサービス（一元的な申請受付・提供等）を推進するため、調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要なデータ（メタデータ）の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定めるとともに、平成30年度から、政府共通の基盤として、調査票情報や匿名データ、メタデータ等の一元管理を行う中央データ管理施設及び調査票情報等の二次的利用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進めること（総務省）。
- 調査票情報の提供についてオンサイト利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、平成30年度から、リモートアクセス（プログラム送付型集計・分析）を含むオンサイトの全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報の利用形態の在り

方について検討すること。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進めること。また、各府省は、総務省におけるオンサイト施設の運用状況を踏まえつつ、平成30年度以降順次、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行うこと（総務省、各府省）。

- 統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメード集計及び匿名データの提供に関する利用条件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行うこと。また、オーダーメード集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつ、HPに掲載するなど、利用に関する更なる情報提供に平成30年度から取り組むこと（総務省、各府省）。
- 平成31年度までに、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行うとともに、統計研究研修所の支援を受け、パブリックユースファイルについて、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討すること。また、匿名データやオーダーメード集計について、利用者のニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行うこと（総務省、各府省）。
- 平成30年度までに、調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-S t a tとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行うこと（総務省）。

（２）政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進

社会全体における統計等データの利活用の促進を図るためには、統計等データの利活用の基盤の整備・強化が重要である。関係府省では、現行基本計画に基づき、政府統計共同利用システム（統計情報データベース）に登録する統計データ自体や、A P I（Application Programming Interface）機能を付加した統計データの登録促進を図るため、①未登録の一般統計の登録支援、②操作手順の簡素化、③登録用のA P I機能を導入することによるデータ登録の自動化等を推進し、利用者の利便向上や掲載事務の効率化を図っている。

一方、最終取りまとめでは、e-S t a tについて、①行政記録情報等の検索機能の追加や業務統計の掲載促進、掲載事務の効率化、②データ検索の利便性向上、③機械判読が可能な形式でのデータ提供、④データ提供の迅速化、A P I機能の強化等が求められている。

このような状況を踏まえ、e-S t a tについては、①業務統計についても、各府省に対するデータ登録の周知徹底、②機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、③A P I機能によるデータ利用が可能な統計情報データベースのデータ拡充を推進する必要がある。また、ユーザーニーズや、海外の政府及び国際機関の統計サイトの運用情報を収集し、統計情報提供機能の更なる改善を推進する必要がある。さらに、統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報に関する項目検索機能の追加などの機能強化や、統計を利用する際に必要な情報（調査の概要や地域区分、分類項目一覧、集計項目一覧など）のe-S t a tへの登録などに取り組み、利便性や検索機能の向上を図る必要がある。

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

- 一般統計、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-S t a tに登録する

こと。また、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充や、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を促進すること。なお、総務省は、各府省への統計データ登録に対する周知を徹底するとともに、各府省による統計データ登録業務を引き続き支援すること（総務省、各府省）。

- e－Statについて、高度利用のための機能改善や強化、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能の追加など、利用者のニーズを把握し、当該ニーズを踏まえた機能強化を引き続き推進すること（総務省）。
- 海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、有用な機能を取り入れることにより、e－Statの利便性の向上を図ること。（総務省）
- 総務省と連携して、調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報を平成30年度から順次、e－Statに登録すること（各府省）。

（３）統計リテラシーの向上（P）

国民や事業者が、統計データを適切に利用していくためには、国民や事業者の統計リテラシーを向上させていくことが必要であり、初等教育から高等教育に至るまでの各段階における統計リテラシーの向上が特に重要と考えられる。各府省では、現行基本計画に基づき、①教員を対象とした「統計指導者講習会」の研修内容の充実、②「ブロック別統計指導者講習会」の開催による研修機会の拡大、③学習ワークブックの刊行など、統計教育の充実に取り組んでいる。

一方、最終取りまとめでは、大学における統計教育との連携・協力や、教育の場を活用した統計調査の必要性・位置付け等の周知強化が求められている。

このような状況を踏まえ、統計リテラシーの向上については、①統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等の周知を含め、教育の場を活用した統計リテラシー向上の取組みの強化、②統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つヒントを研修内容とした「教育関係者向けセミナー」の実施、③地方公共団体との「統計教育に関する意見交換会」の実施などを通じた地方公共団体間の情報共有の強化、④大学における統計教育との連携・協力の推進を図る方向で、検討を継続し、次期基本計画に盛り込む具体的な対応策について、最終的な結論を得る予定である。

（４）報告者の理解増進・公平感の確保（P）

各府省では、現行基本計画に基づき、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」や「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」等を参考にした府省間及び地方公共団体との情報共有を図りつつ、報告者の理解増進に取り組んでいる。

一方、最終取りまとめでは、①罰則規定の周知徹底やマンション管理団体等との連携推進、②報告義務の周知を含めた広報の強化、③マンション管理団体等との定期的な協議等を通じた連携の強化等が求められている。

また、総務省による分析やヒアリングの結果を鑑みれば、共働き世帯数の増加や、オートロックマンションの増加等を背景として、オートロックマンション等の共同住宅内における調査環境が、一層厳しさを増していると考えられる。

このような状況を踏まえ、共同住宅内における統計調査をより円滑に実施するため、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を開催するなど、マンション管理関係団体等との連携強化を図ることなどについて、検討を継続し、次期基本計画に盛り込む具体的な対応策について、最終的な結論を得る予定である。

(5) 災害発生時等の備え（P）

公的統計は、大規模災害等の発生時に、被害状況の把握・影響の推計に留まらず、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。

このような状況の中、関係府省では、現行基本計画に基づき、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成28年総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、具体的な行動計画の策定を検討しているものの、計画策定には至っていない。

このため、各府省における行動計画の策定を促進する方向で、検討を継続し、次期基本計画に盛り込む具体的な対応策について、最終的な結論を得る予定である。

4 統計リソースの確保・統計職員の育成

(1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等（P）

次期基本計画の着実な推進を通じて、統計改革の実現や統計行政の諸課題を解決するためには、国・地方公共団体を通じた統計リソースの確保・向上等を図ることが不可欠と考える。

ア 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置（P）

各府省は、現行基本計画に基づき、統計リソースの確保に努めているものの、平成25年4月1日現在1,990人から平成29年4月1日現在1,895人と、統計職員の減少傾向は依然として変わらない。

一方、基本方針では、統計関係予算・機構定員等の抜本見直し・充実を図ることや、予算の充実・メリハリ、国・地方の効率的統計実施体制に向けた見直しを推進することが求められている。さらに、最終取りまとめでは、①既存リソースの有効活用を図るとともに、統計改革の確実な実施に必要なリソースを計画的に確保することや、②リソースの再配分と最適配置を促進し、新たな課題への対応のインセンティブを強化するメリハリのある体制整備を行うことが求められている。

このような状況を踏まえ、統計リソースに関しては、リソースの再配分と最適配置を促進することなどにより、既存のリソースを有効活用しつつ、GDP統計を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システム再構築と利活用促進、統計行政体制の見直しなど各般にわたる改革の確実な実施に必要なリソースを計画的に確保する必要があると考える。

今後は、上記のような検討の方向性や、国民経済計算体系的整備部会及び基本計画部会国民生活・社会統計ワーキンググループからの情報提供も踏まえ、検討を継続し、次期基本計画に盛り込む具体的な対応策について、最終的な結論を得る予定である。

イ 統計調査員の確保・育成（Ｐ）

統計調査員は、統計の精度確保に重要な役割を担っているものの、統計調査員の高齢化が進み、その確保・育成が大きな課題となっている。

各府省では、現行基本計画に基づき、地方公共団体と連携し、統計調査員の役割や重要性の周知に努めるとともに、統計調査員の確保・育成や処遇改善等に関する取組を継続的に実施しているが、顕著な効果は現れていない。

一方、最終取りまとめでは、①統計調査員の能力向上を図るための具体的な方策の検討・実施、②ＩＣＴやコールセンター等による調査員の支援、③接触困難な報告者への対応や調査環境改善等を行う体制の整備、④統計棚卸しを通じて、統計調査員でなければならない調査業務へのリソースの集中、⑤オンライン講座などの研修機会の増加・充実などが求められている。

このような状況の中、一部の地方公共団体で取組が進められている統計調査員への学生の任用を横展開することを含め、次期基本計画に盛り込む具体的な対応策について、検討を継続し、最終的な結論を得る予定である。

ウ 地方公共団体への支援（Ｐ）

各府省では、現行基本計画に基づき、①地方公共団体の業務量の軽減、平準化を図るとともに、地域別表章の充実・支援を実施すること、②統計調査事務地方公共団体委託費（以下「専任費」という。）の交付対象範囲の見直し等に努めている。

一方、最終取りまとめでは、①総務省が策定する地方統計機構（都道府県統計主管課等）における事務の見直しや高度化等を促進するための「将来ビジョン」を活用して見直し・高度化プランを提案する地方統計機構に必要な支援を行うこと、②都道府県別表章の充実に向けた上乗せ調査の支援、推計・提供方法の在り方を検討し、順次実施すること、③地方統計機構の職員と各府省職員の人事交流の枠組みを整備すること、④統計研究研修所を活用したオンライン研修の充実、分析事例等の定期的な提供、⑤地方統計機構と大学等との連携を強化することなどを求めている。

このような状況の中、総務省が実施した地方統計機構に対するヒアリング結果等も踏まえれば、地方統計機構に対し、統計分析や市町村別などの詳細集計への対応や統計精度の向上を図るための審査事務の改善などに関しての必要な支援を行うとともに、地方統計機構の実情や利活用ニーズ等も踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乗せ調査の技術面での支援などを推進する必要があると考える。

また、各府省は、総務省が策定した枠組みに則り、地方統計機構の職員と国の統計機構の職員との人事交流を促進するとともに、統計研究研修所の協力を得つつ、オンライン研修の充実や、優れた分析の事例・技術等に関する情報の定期的な提供等により、地方統計機構を支援する必要があると考える。さらに、地方統計機構と地域の大学等との連携を推進するため、専門家を活用した先進事例を把握し、地方統計機構に提供する必要があると考える。

今後は、上記のような検討の方向性を踏まえ、検討を継続し、次期基本計画に盛り込む具

体的な対応策について、最終的な結論を得る予定である。

（２）統計職員の人材育成（Ｐ）

統計リソースに限りのある中で、統計作成の効率化及び報告者の負担軽減、統計の品質確保、統計の利活用促進・環境改善などを推進するためには、職員一人一人の能力向上が不可欠である。

各府省では、現行基本計画に基づき、人事交流や研修の充実を図るなど、多面的な取組の定着促進を図るとともに、国・地方の職員に対する統計研修の実施を担っている統計研究研修所では、研修参加機関等のニーズを踏まえた研修内容の充実や、多忙な業務の中でも研修に参加できるMOOC型のオンライン講座の新設など、統計職員等に対する研修実施体制の整備及び研修の拡充を図っている。

一方、最終取りまとめでは、①国・地方の一般職員を対象とした統計研修の充実・強化を図ること、②各府省統計職員について、次期基本計画と連動する形で、人材育成方策を盛り込むこと、③人材育成上効果的な実務経験を付与し得る府省に職員を派遣し、OJT研修等を通じた人材育成の枠組みを整備すること、④SUT体系への移行業務を中心に、各府省の統計部門に若手研究者等の専門人材を中長期にわたって確保するための円滑化方策を検討することなどが求められている。

このような状況を踏まえ、統計研究研修所においては、オンライン講座の研修内容の更なる拡充に加え、①統計の作成、利用に必要な理論及び分析手法等に関する知識・技能及び統計的思考力の習得を促進する統計研修の実施、②ビッグデータ等の公的統計への活用の研究・開発や、大学等と連携した標本抽出・推定方法など高度な統計技術の研究・開発成果などを活用した統計研修の実施、③各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等を行うことにより国・地方の一般職員の統計データ分析能力の向上を図ることなどにより、統計業務に係る人材育成のみならず、国・地方公共団体職員のデータ・リテラシー向上を図ることが必要と考えられる。

また、国の統計部門に若手研究者等の民間の専門人材を中長期にわたって円滑に確保するため、研究者等にとって魅力ある勤務環境の整備等や、勤務先の選択肢として認知されるための情報発信等に取り組むことが必要と考える。さらに、統計改革の実施に伴いリソースの確保を計画的に進めるに際しては、統計部門の人材には専門性が重要であることから、業務経験等の蓄積を通じた確保・育成を図ることか必要と考える。

今後は、上記のような検討の方向性や、国民経済計算体系的整備部会及び基本計画部会国民生活・社会統計ワーキンググループからの情報提供も踏まえ、検討を継続し、次期基本計画に盛り込む具体的な対応策について、最終的な結論を得る予定である。

以上